

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案の概要

総務省

1 個人所得課税改革

[平成 31 年 1 月 1 日施行]

◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

- 就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。

配偶者特別控除の 控除額	配偶者の所得制限	
	現行	改正案
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)
⋮	配偶者の所得に応じて控除額が減額 (所得税と同じ)	
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)

- 合計所得金額 900 万円 (給与収入 1,120 万円) 超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

・ 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 (給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下)	控除額の 2/3
・ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 (給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下)	控除額の 1/3
・ 合計所得金額 1,000 万円超 (給与収入 1,220 万円超)	適用なし

2 車体課税

[原則 平成 29 年 4 月 1 日施行]

◎ 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

- 対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長。 [別紙参照]

◎ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例 (軽課) の見直し

- 重点化を行った上で 2 年間延長。 [別紙参照]

3 固定資産税等

◎ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し〔原則 平成 29 年 4 月 1 日施行〕

- 居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し。

※ 平成 30 年度から新たに課税されることとなるもの（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用。

◎ 固定資産税等の特例措置〔原則 平成 29 年 4 月 1 日施行〕

- 地域の中小企業による設備投資の支援（固定資産税）
 - ・平成 28 年度税制改正において 3 年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加。
- 保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。
 - ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税、事業所税）
 - ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員 5 人以下）に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 緑地保全・緑化推進法人（仮称）が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税、都市計画税）
- JR 二島会社（JR 北海道及び JR 四国）の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる二島特例）並びに JR 二島会社及び JR 貨物が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置（いわゆる承継特例）を 5 年延長。（固定資産税、都市計画税）
- J リートに係る課税標準の特例措置について、対象施設にヘルスケア施設を追加した上、2 年延長。（不動産取得税）

4 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

[原則 平成 30 年 1 月 1 日施行]

◎ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は 2 % (現行 4 %)、市民税は 8 % (現行 6 %) とする。

※ 1 分離課税 (退職所得の分離課税を除く。) に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、上記税率の割合に合わせて改める。

※ 2 税率が変更されるまでの経過措置として、平成 29 年度の収入となる個人住民税所得割のうち税率 2 % 相当分等を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

※ 3 退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率変更をせず、退職所得に係る税率 2 % 相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

(※ 2 及び※ 3 については、平成 29 年 4 月 1 日施行)

5 災害に関する税制上の措置の常設化

[平成 29 年 4 月 1 日施行]

- 被災代替家屋・償却資産に係る課税標準の特例措置を創設。(固定資産税、都市計画税)
- 被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を 2 年度分から 4 年度分に拡充。(固定資産税、都市計画税)

6 その他

◎ 地方税犯則調査手続の見直し

[平成 30 年 4 月 1 日施行]

- 経済活動の ICT 化・多様化等に対応し、国税犯則調査手続の見直しと同様の規定の整備を図る。

※ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法、強制調査の夜間執行制限の緩和 など

◎ 航空機燃料譲与税

[平成 29 年 4 月 1 日施行]

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を 3 年延長。

【航空機燃料譲与税法 (昭和 47 年法律第 13 号) の改正】

① 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し(案)

乗用車

〔現行〕(H27.4.1~H29.3.31)

区 分	軽減率
電気自動車等	非課税
2020年度燃費基準+20%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	80%軽減
2020年度燃費基準達成	60%軽減
2015年度燃費基準+10%達成	40%軽減
2015年度燃費基準+5%達成	20%軽減

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31)

区 分	H29年度 軽減率	H30年度 軽減率
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+40%達成		
2020年度燃費基準+30%達成	60%軽減	80%軽減
2020年度燃費基準+20%達成		
2020年度燃費基準+10%達成		
2020年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
2015年度燃費基準+10%達成		

トラック・バス

【重量車】車両総重量3.5t超

〔現行〕(H27.4.1~H29.3.31)

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
	ポスト新長期規制NOx・PM +10%低減又はH28規制適合*		ポスト新長期 規制適合
電気自動車等			非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度燃費基準 +15%達成	—	
	2015年度燃費基準 +10%達成	2015年度燃費基準 +15%達成	
	2015年度燃費基準 +5%達成	2015年度燃費基準 +10%達成	
	2015年度燃費基準 達成	2015年度燃費基準 +5%達成	

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31)

区 分			軽減率
排出ガス要件		軽減率	
	ポスト新長期規制NOx・PM +10%低減又はH28規制適合		
電気自動車等			非課税
ディーゼルハイブリッド車	2015年度燃費基準 +15%達成	—	
	2015年度燃費基準 +10%達成	75%軽減	
	2015年度燃費基準 +5%達成	50%軽減	
	2015年度燃費基準 達成	25%軽減	

【中量車】【軽量車】 *H28規制適合車は7.5t超のものに限る。

重量車と同様の考え方にに基づき、排出ガス・燃費(2015年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

② 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し(案)

自動車税

〔現行〕(H28.4.1~H29.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	
2015年度燃費基準+20%達成	50%軽減

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	
2020年度燃費基準+10%達成	50%軽減

軽自動車税

〔現行〕(H28.4.1~H29.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準達成	25%軽減

〔改正案〕(H29.4.1~H31.3.31取得分)

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準+10%達成	25%軽減

注1)「電気自動車等」とは、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル乗用車(軽自動車税においては、電気自動車・天然ガス自動車)をいう。

注2) 電気自動車等を除くガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。